

(別添3)

○ 精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について（平成12年3月30日 障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障 精 第 2 2 号 平成12年3月30日 一部改正 障精発第0325001号 平成17年3月25日 一部改正 障精発第0929005号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発第0526003号 平成20年5月26日 一部改正 障精発0124第2号 <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 精 第 2 2 号 平成12年3月30日 一部改正 障精発第0325001号 平成17年3月25日 一部改正 障精発第0929005号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発第0526003号 平成20年5月26日</p>
<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p>精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について</p> <p>(略)</p> <p>1 入院時の告知等に係る書面について (1) 任意入院について ア 法第21条第1項に規定する精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関する事等を知らせる書面については、別添様式1（入院に際してのお知らせ）によるものとする事。</p> <p>(略)</p> <p>イ 法第21条第1項に規定する任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面については、別添様式2（任意入院同意書）によるものとする事。</p>	<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p>精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について</p> <p>(略)</p> <p>1 入院時の告知等に係る書面について (1) 任意入院について ア 法第22条の4第1項に規定する精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関する事等を知らせる書面については、別添様式1（入院に際してのお知らせ）によるものとする事。</p> <p>(略)</p> <p>イ 法第22条の4第1項に規定する任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面については、別添様式2（任意入院同意書）によるものとする事。</p>

<p>(略)</p> <p>ウ 法第21条第7項に規定する書面については、別添様式4（入院継続に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 法第21条第4項後段の規定による措置を採った場合の記録については、別添様式5（任意入院患者の退院制限をした場合の記録）によるものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 応急入院について 法第33条の8後段により準用する法第29条第3項に規定する書面については、別添様式9（入院に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る届出等について ア 法第33条第7項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項、第3項又は第4項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式13（医療保護入院者の入院届）又は別添様式14（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録）によるものとする。また、別添様式13の提出に当たっては入院診療計画書の写しを添付すること。 <u>なお、別添様式13に添付する入院診療計画書の様式については別途通知することとしていること。</u> 法第33条第6項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式14（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>イ 法第33条の2に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式15（医療保護入院者の退院届）によるものとする。</p> <p>(3) 応急入院者に係る届出等について 法第33条の7第5項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院についてそれぞれ別添様式16（応急入院届）又は別添様式17（特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録）によるものとする。</p> <p>法第33条の7第4項に規定する精神科病院の管理者が作成する記</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 法第22条の4第7項に規定する書面については、別添様式4（入院継続に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 法第22条の4第4項後段の規定による措置を採った場合の記録については、別添様式5（任意入院患者の退院制限をした場合の記録）によるものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 応急入院について 法第33条の5後段により準用する法第29条第3項に規定する書面については、別添様式9（入院に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る届出等について ア 法第33条第7項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項、第2項又は第4項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式13（医療保護入院者の入院届）、別添様式14（医療保護入院者（第33条第2項）の入院届）又は別添様式15（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録）若しくは別添様式16（特定医師による医療保護入院者（第33条第2項・第4項）の入院届及び記録）によるものとする。</p> <p>法第33条第6項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式15（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録）又は別添様式16（特定医師による医療保護入院者（第33条第2項・第4項）の入院届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>イ 法第33条の2に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式17（医療保護入院者の退院届）によるものとする。</p> <p>(3) 応急入院者に係る届出等について 法第33条の4第5項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院についてそれぞれ別添様式18（応急入院届）又は別添様式19（特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録）によるものとする。</p> <p>法第33条の4第4項に規定する精神科病院の管理者が作成する記</p>
---	--

<p>録は、別添様式17（特定医師による応急入院（<u>第33条の7第2項</u>）届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>3 入院患者に係る定期の報告等について（略）</p> <p>(1) 措置入院者に係る報告について 法第38条の2第1項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式18（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る報告について 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式19（医療保護入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(3) 任意入院患者に係る報告について 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報告は、別添様式20（任意入院患者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、<u>第20条</u>の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6ヶ月経過時（ただし、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものとする。</p> <p>4 措置入院に関する診断書について 都道府県知事が行う法第27条第1項に規定する精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の診察に当たっては、別添様式21（措置入院等に関する診断書）に記入を行うものとする。</p> <p>5 その他の事項について</p> <p>(1) <u>未成年者又は被後見人の任意入院に際しての同意書</u>について（略）</p> <p>(2) 任意入院の退院制限について 法第21条第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。 （略）</p> <p>(3) ～ (6) （略）</p> <p>様式1 入院（任意入院）に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたの入院は、あなたの同意に基づく、精神保健及び精神障害者</p>	<p>録は、別添様式19（特定医師による応急入院（<u>第33条の4第2項</u>）届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>3 入院患者に係る定期の報告等について（略）</p> <p>(1) 措置入院者に係る報告について 法第38条の2第1項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式20（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る報告について 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式21（医療保護入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(3) 任意入院患者に係る報告について 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報告は、別添様式22（任意入院患者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、<u>第22条の3</u>の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6ヶ月経過時（ただし、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものとする。</p> <p>4 措置入院に関する診断書について 都道府県知事が行う法第27条第1項に規定する精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の診察に当たっては、別添様式23（措置入院等に関する診断書）に記入を行うものとする。</p> <p>5 その他の事項について</p> <p>(1) 任意入院に際しての<u>保護者の同意書</u>について（略）</p> <p>(2) 任意入院の退院制限について 法第22条の3第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。 （略）</p> <p>(3) ～ (6) （略）</p> <p>様式1 入院（任意入院）に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたの入院は、あなたの同意に基づく、精神保健及び精神障害者</p>
---	--

<p>福祉に関する法律第20条の規定による任意入院です。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて意思の指示で一時的に制限することがあります。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>福祉に関する法律第22条の3の規定による任意入院です。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて意思の指示で一時的に制限することがあります。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>様式2</p> <p style="text-align: center;">任意入院同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」(入院時告知事項)を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第1項の規定により、貴院に入院することに同意いたします。</p>	<p>様式2</p> <p style="text-align: center;">任意入院同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」(入院時告知事項)を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第1項の規定により、貴院に入院することに同意いたします。</p>
<p>様式3</p> <p style="text-align: center;">任意入院(継続)同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」(入院時告知事項)を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第1項の規定により、貴院に引き続き入院することに同意いたします。</p>	<p>様式3</p> <p style="text-align: center;">任意入院(継続)同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」(入院時告知事項)を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第1項の規定により、貴院に引き続き入院することに同意いたします。</p>
<p>様式4</p> <p style="text-align: center;">入院継続に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたから退院の申し出がありましたが、(精神保健指定医・特定医師)の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので(午前・午後 時)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第7項の規定により、お知らせします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されま</p>	<p>様式4</p> <p style="text-align: center;">入院継続に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたから退院の申し出がありましたが、(精神保健指定医・特定医師)の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので(午前・午後 時)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第7項の規定により、お知らせします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、そ</p>

せんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

4 (略)

5 (略)

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

(略)

6 (略)

様式5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

(略)

記入上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)

(略)

3～8 (略)

9 (略)

様式6 (略)

れら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

4 (略)

5 (略)

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

(略)

6 (略)

様式5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

(略)

氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大	年 月 日生
	(男・女)	続柄	月 日	昭・平	
住所	都道	郡市	町村	年 月 日生	
	府県	区	区		
住所	都道	郡市	町村	年 月 日生	
	府県	区	区		
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者					
4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)					
5その他( )					

記入上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)

(略)

3～8 (略)

9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

11 (略)

様式6 (略)

様式7

措置入院決定のお知らせ

- 1～3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)  
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7～9 (略)

様式8

入院（医療保護入院）に際してのお知らせ

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【①第1項 ②第3項 ③第4項後段】の規定による医療保護入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)  
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7 (略)

様式9

入院（応急入院）に際してのお知らせ

様式7

措置入院決定のお知らせ

- 1～3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)  
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7～9 (略)

様式8

入院（医療保護入院）に際してのお知らせ

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【①第1項 ②第2項 ③第4項後段】の規定による医療保護入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)  
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7 (略)

様式9

入院（応急入院）に際してのお知らせ

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7【①第1項 ②第2項後段】の規定による応急入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

様式10・11 (略)

様式12

措置入院者の症状消退届

(略)
(略)

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4【①第1項 ②第2項後段】の規定による応急入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

様式10・11 (略)

様式12

措置入院者の症状消退届

(略)						
保 護 者	フリガナ		続柄			
	氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)	
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
	フリガナ	氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
(略)						

様式13

医療保護入院者の入院届

(略)				
家族等の同意により入院した年月日	平成 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日
		入院形態		

(略)						
同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
	住所	都道府県	市区	町村	区	
		都道府県	市区	町村	区	
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長						

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～7 (略)
- 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。
- (略)

様式13

医療保護入院者の入院届

(略)				
保護者の同意により入院した年月日	平成 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日
		入院形態		

(略)						
保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
	住所	都道府県	市区	町村	区	
		都道府県	市区	町村	区	
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5 その他( )						

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。(第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)
- 3～7 (略)
- 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- (略)

様式14

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録

(略)			
家族等の同意により入院した年月日	平成 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 年 月 日 平成
		入院形態	

(略)						
同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
住所	都道府県	市区	町村	区		
	都道府県	市区	町村	区		
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長						

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 (略)
- 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11・12 (略)

様式14 削除

様式15

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録

(略)			
保護者の同意により入院した年月日	平成 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 年 月 日 平成
		入院形態	

(略)						
保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
住所	都道府県	市区	町村	区		
	都道府県	市区	町村	区		
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5 その他( )						

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は、「第33条第2項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 (略)
- 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11・12 (略)

様式16 削除

様式15 医療保護入院者の退院届

(略)

(略)

載上の留意事項

1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2 (略)

様式16 応急入院届

(略)

応急入院を採った理由 家族等の同意を得ることのできなかった理由を含め、 応急入院を採った理由について記載すること。	
---	--

(略)

様式17 特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録

様式17 医療保護入院者の退院届

(略)

保 護 者	フリガナ		続柄		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	氏名		(男・女)				
	住所	都道 府県		郡市 区		町村 区	
	フリガナ		続柄		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道 府県		郡市 区		町村 区	

(略)

記載上の留意事項

1 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院を経た場合にあってはその入院年月日）を記載すること。

2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

4 (略)

様式18 応急入院届

(略)

応急入院を採った理由 保護者等の同意を得ることのできなかった理由を含め、 応急入院を採った理由について記載すること。	
--	--

(略)

様式19 特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録

(略)	
応急入院を採った理由 家族等の同意を得ることのできなかった理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。	
(略)	

様式18

措置入院者の定期病状報告

(略)	
応急入院を採った理由 保護者等の同意を得ることのできなかった理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。	
(略)	

様式20

措置入院者の定期病状報告

(略)	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の治療の内容とその結果 問題行動を中心として記載すること。	
今後の治療方針(再発防止への対応を含む)	
(略)	

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条

(略)	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の治療の内容とその結果を記載すること 問題行動を中心として記載すること。	
今後の治療方針(再発防止への対応を含む)を記載すること	

(略)							
氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大	年	月	日生
	(男・女)	続柄	月日	昭・平	年	月	日生
住所	都道	郡市	町村				
	府県	区	区				
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者 4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5その他( )							

(略)

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、

第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。  
 )なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～10 (略)

11 (略)

様式19

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

医療保護入院年月日 (第33条第1項・第3項による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日	入院形態

(略)

過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由

症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向

今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて)

退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について)

選任された退院後生活環境相談員

(略)

「第33条第1項・第4項」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～10 (略)

11 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

12 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

13 (略)

様式21

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

医療保護入院年月日 (第33条第1項による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日	入院形態

(略)

過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由を記載すること

症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向

今後の治療方針を記載すること(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて)

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～6 (略)
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。
- 8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
  - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
  - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
  - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等
 について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9・10 (略)
- 11 (略)

(略)					
氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大	年 月 日生
	(男・女)	続柄	月 日	昭・平	年 月 日生
住所	都道	郡市	町村		
	府県	区	区		
住所	都道	郡市	町村		
	府県	区	区		
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者					
4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)					
5その他( )					

(略)

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）
- 3～6 (略)
- 7・8 (略)
- 9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 (略)

様式20

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

任意入院年月日 (第20条による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	昭和 平成	年 月 日
(略)					
過去12か月間の治療の内容とその結果 (過去12か月間に行動制限が行われた際にその必要性について)					
症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向					
(略)					

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～6 (略)
- 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 8～11 (略)

様式21

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請(第22条) ii 警察官通報(第23条) iii 検察官通報(第24条) iv 保護観察所長通報(第25条) v 矯正施設長通報(第26条) vi 精神病院管理者届出(第26条の2) vii 医療観察法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報](第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察(第27条第2項)
(略)	

様式22

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

任意入院年月日 (第22条の3による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	昭和 平成	年 月 日
(略)					
過去12か月間の治療の内容と、その結果を記載すること(過去12か月間に行動制限が行われた際にその必要性について)					
症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向					
(略)					

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～6 (略)
- 7～10 (略)

様式23

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請(第23条) ii 警察官通報(第24条) iii 検察官通報(第25条) iv 保護観察所長通報(第25条の2) v 矯正施設長通報(第26条) vi 精神病院管理者届出(第26条の2) vii 医療観察法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報](第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察(第27条第2項)
(略)	